

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第89号

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年安城市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表の11の2の項の次に次のように加える。

11の3	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、当該職員が適宜休息し、又は補食するとき。	その都度必要と認める期間（始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続し、又はこの項以外の規定により勤務しないことを承認された期間に連続する時間を除く。）
------	----------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。